

兵庫県立龍野北高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

兵庫県立龍野北高等学校（定時制課程）

1 本校の教育方針

本校は、『地域に愛される兵庫県一、日本一の定時制』を「目指す学校像」に、また『自信に満ち自己を律し 共に生きる生徒』を「目指す生徒像」として教育活動の根幹に据え、校訓「進取」「練磨」「貢献」の精神に基づいて学習指導、生徒指導、特別活動を展開している。

特に、生活体験発表会・夜間防災訓練・ふるさと貢献活動・生徒会活動など、地域社会の理解と協力を得て実践する様々な体験活動やそこでの人々との関わりを通じて、生徒の自己有用感や自尊感情を育み、自信と誇りを持った生徒を社会に送り出すことを教育活動の重点としている。

そこで、すべての生徒が、生徒・教職員・地域住民との明るい人間関係の中で安全で安心して学校生活を過ごし、様々な活動に力いっぱい取り組むことができるよう、いじめ防止のための日常の指導体制や、未然防止、早期発見、早期対応と解決に向けた具体的取組を「学校いじめ防止基本方針」として策定する。

2 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、相手の誇りや人権を傷つけ生きる希望をも奪う行為であり、人として決して許されない行いである。また、いじめは、どの生徒にもどの学級にも起こり得るものでもある。したがって、生徒の安全と安心に責任を負う学校は、校長のリーダーシップのもとで全職員が一丸となり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応と解決に取り組まなければならない。

本校に入学する生徒の中には、自己肯定感が低く、また、適切な人間関係の構築やコミュニケーションを苦手とする者もいる。その一方で、様々な体験活動を通じて触れ合う他者の優しさや素晴らしい生き方に対して素直に感動できる純粋な心を持っている。

このような生徒の実態に対し、まず本校では、全職員が全生徒と関われるという小規模校の特性を生かし、生徒との対話と信頼関係を大切にしながら「心を耕し、いじめを生まない土壌をつくる」ことに努めなければならない。また、すべての教育活動がいじめの未然防止に繋がることを認識し、日常の教育活動に取り組むことが大切である。そして、いじめを認知した際は、「いじめ防止基本方針」に則り、早期対応に向けて全職員が素早く情報を共有するとともに組織的な対応を心がけ、必要に応じて関係機関との連携を図りながら解決に向けて全力で取り組むこととする。そのためにも、教職員は、平素から「報・連・相」を徹底し相互の円滑な情報共有を心がけ、協力関係を築いておかなければならない。

3 いじめ防止等の指導體制、組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む全職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織（いじめ対応チーム）を定める。

いじめ対応チーム

【構成員】

校長、教頭、事務長、定時制職員
キャンパスカウンセラー、保護司、民生委員（必要に応じて）

【役割】

- 1 いじめの未然防止策を実践し、生徒に安全で安心な環境を提供する。
- 2 いじめアンケートや面談を実施して生徒理解を深め、いじめの早期発見に努める。
- 3 早期対応に向けて、日頃から組織的な対応を心掛け「報・連・相」の徹底を図る。
- 4 いじめを認知した場合は、「緊急時の組織的対応」に即して迅速かつ組織的に対応し、早期解決に努める。
- 5 「いじめ防止基本方針」を定期的に点検し、必要に応じて見直す。

【活動】

- 1 毎月の職員会議において、生徒情報交換を行う。
- 2 必要に応じて毎日の職員打合せにおいて生徒情報交換を行う。
- 3 いじめ発見時等の緊急時は校長の判断で臨時に招集し、対応を協議する。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないよう、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙1 早期発見のためのチェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見・早期対応のための取組

① 未然防止

ア) 学びの充実

○授業を通しての居場所作り

生徒が自ら学び、協働し、活躍する授業づくりに努め、仲間と共に学ぶ中で相互尊重の心を育てる。

- ・習熟度に合わせた自作教材の活用
- ・ペアや小グループによる協働的学習活動
- ・年2回の公開授業の実施
- ・生徒体験活動発表会による学年の振り返り発表

○商業教育の充実

- ・各種検定に向けての指導と補習の充実
- ・常設店舗「龍北工房」の企画・運営
- ・「龍北工房」として地域イベントへの参加
- ・レザー体験教室の実施

イ) 自立へのサポート

○小規模校ならではの人間関係構築

定期的な懇談や日常生活のあらゆる関わりを通して、一人ひとりの生徒への理解を深める。

- ・校門での声かけや登校指導
- ・学期1回の「コミュニケーションウィーク」
- ・キャンパスカウンセラーとの教育相談
- ・学級日誌の活用

○コミュニケーション能力の育成

自分の考えを言葉で表現しそれを共有することで、自己の確立を促し、仲間に共感する心を養う。

- ・全校生徒による生活体験作文の取組
- ・校内生活体験発表会の実施
- ・各行事後のアンケートや感想文指導
- ・LHRを活用した学級の耕し

ウ) 共生の心を育成

○お互いを認め、支え合う集団作り

さまざまな学校行事を通して相互理解を深め、共に生活する仲間としての意識を高める。

- ・体育祭、文化祭など生徒主体の学校行事
- ・学年対抗定期戦の実施
- ・式典や集会における全体指導
- ・生活体験発表会、生徒体験活動発表会の実施

○地域行事への積極的な参加

地域の行事や奉仕活動への参加を通して、貢献する心を養い、自尊感情を高めさせる。

- ・「町ぢゅう美術館」等、地元行事への参加
- ・レザークラフト制作の出張教室
- ・近隣清掃活動や新宮駅ボランティア清掃

○人権意識の高揚

命の重みを理解し、差別やいじめを許さず、人として正しく行動しようとする態度を育てる。

- ・LHRを活用した人権教育の実施
- ・月例全校集会における教師からの講話
- ・人権啓発映画会の実施
- ・人権、性教育等「命」に関する講演会

② 早期発見

ア) 教師による気づき・発見と情報の共有

日々の生徒観察を大切に、小さな変化も見逃さない。誰かの目に留まったことを全員で共有する。

- ・毎日の校門登校指導
- ・いじめアンケート実施と結果内容の精査
- ・いじめチェックリストの活用
- ・中学校訪問の実施と内容の共有
- ・コミュニケーションウィークの実施
- ・職員会議での生徒情報交換（いじめ対応チーム会議）
- ・養護教諭との密な連携
- ・職場訪問

イ) 相談体制の整備

どんな立場の生徒からも相談しやすい環境を整える。

- ・日々の教育活動を通して、生徒・保護者と教師の信頼関係の構築
- ・教育相談実施の周知および保護者への呼びかけ
- ・職員研修（カウンセリングマインド等について）の実施

③ 早期対応 別紙3「緊急時の組織的対応」に即して

いじめ情報キャッチ



いじめ対応チーム招集

ア) 正確な事実確認

- 双方から公平に話を聞く。
- 周囲の生徒からも情報を得る。
- 全職員で情報を共有する。
- 問題の根本を明確にする。

迅速かつ組織的に

イ) 指導方針決定

- 指導部を中心に、指導方針を決定する。
- 指導のねらいを明確にする。
- 職員の役割分担を明確にする。

ウ) 生徒・保護者への対応

- 被害者の心身の安全を最優先する。
- 加害者に、自分の行為が「いじめ」であることを認識させる。
- 加害者の行為の理由や背景を探る。
- 被害者の支援、加害者の指導には全職員であたる。
- 関係生徒の保護者には、包み隠さず事実を伝える。
- 保護者を交えて双方の関係改善を図り、協力を求める。

④ 再発防止

ア) 学校いじめ基本方針に沿った問題総括

- 全職員が自らの指導法や学級経営について見直し、軌道修正する。
- 学校として問題を総括し、共通理解する。

イ) 指導・支援の徹底

- 当該生徒へは継続的に指導・支援を行い、長期的に双方の関係を見守る。
- 保護者との連携を継続する。

ウ) 関係集団（クラス等）への対応

- 臨時の学年集会等を開き、問題を共有する。
- 問題を軽視させず、いじめがいかにかに卑劣な人権侵害行為であるかを改めて考えさせる。
- 傍観者としてではなく、問題解決のために自分のすべきことは何かを考えさせる。
- 「いじめ」を克服して、よりよい集団になることへの意欲と勇気を持たせる。

⑤ 年間指導計画

未然防止・早期発見・早期対応・再発防止のいじめ対策を計画的に推進するため、「年間指導計画」を別に定める。

別紙2 年間指導計画

(3) 早期発見から再発防止までの組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行う。いじめの解決に向けた組織的対応のあり方を別に定める。

別紙3 緊急時の組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的な知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

別紙3 緊急時の組織的対応

5 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、SNSを利用して他人が不快に感じる投稿やメッセージを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

(2) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があり、早期発見には、メールや書き込みを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、適切に調査し、校長の判断のもと、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

別紙3 緊急時の組織的対応

6 その他の事項

地域に愛される定時制高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信し、理解と協力を求める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、学校評価活動に組み入れて「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

別紙1 いじめ早期発見のチェックリスト

文部科学省「いじめ問題に関する取組事例集」等参照)

※いじめの起きやすい教室

- ゴミが散乱し、教師以外掃除をしない。
- 掲示物が破れたり落書きされたりしている。
- まじめな言動が馬鹿にされる。
- 黒板消しや清掃などの当番が機能しない。
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 人をからかったり冷やかしたりすることで笑いが起きる。

※いじめられている生徒

- 欠席・遅刻・早退が増える。
- 机・教科書・ノート等に落書きされる。
- 持ち物を隠されたり、乱暴に扱われたりする。
- 1人でぼつんとしていることが多い。
- しゃべると、その内容についてやじられたり、からかわれたりする。
- グループ分けでなかなか所属が決まらない。
- 遊びの中でからかわれたり、命令されたりする。
- 用もないのに職員室へ来たり、教師の近くをうろついたりする
- 体調不良を訴え、保健室に行きたがる。
- 必要以上のお金を持ってくる。
- 物を取りに行かされるなど、用を言いつけられる。
- 遊びの中で、体を叩かれたりすることがある。
- 表情がさえず、おどおどした様子である。
- クラス内の特定の生徒の顔色をうかがっている雰囲気がある。

※いじめている生徒

- ストレスを抱えている。
- 家庭の問題を抱えている。
- 人を見下したりさげすんだりする言動がある。
- 教師の言葉を素直に受け入れられない。
- 教師のきげんを取ったり、教師によって態度を変えたりする。
- 特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。

※「いじめに関するアンケート（記名式）」質問項目

- 1 学校に来ることは楽しいですか。
- 2 今の学年になっていじめられたことがありますか。
- 3 2で「ある」と答えた人に そのいじめは今も続いていますか。
- 4 2で「ある」と答えた人に 誰からいじめられましたか。
- 5 どのようないじめをうけましたか？
- 6 いじめを受けた人は、誰かに相談しましたか。
- 7 6で「相談した」と答えた人に 誰に相談しましたか。
- 8 6で「相談しなかった」と答えた人に 相談しない理由は何ですか。
- 9 いじめについて、何か思うことがあれば書いてください。

※1～8は全て多肢選択解答

別紙2 年間指導計画

	月	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
1学期	4	いじめ対応チーム設置 いじめ対策基本方針策定 職員研修会（学校評価） 中学校訪問	学級づくり サイバー犯罪防止講演会 薬物乱用防止講演会 新入生オリエンテーション	教育相談①
	5	いじめ対応チーム PTA総会	全校集会 地域清掃活動 生活体験作文・人権標語作成 学年対抗定期戦	教育相談②、③ 公開授業 いじめアンケート コミュニケーションウィーク①
	6	いじめ対応チーム 第1回学校評議員会	全校集会 校内生活体験発表会	教育相談④、⑤
	7	いじめ対応チーム	性教育講演会 体育祭 人権映画鑑賞会	教育相談⑥
夏季休業中	8	職員研修会（カウンセリング マインド等）		三者面談
2学期	9	いじめ対応チーム	交通安全教室 交通安全マスコット配布 西播磨生活体験発表会 全学年人権LHR	教育相談⑦、⑧
	10	いじめ対応チーム いじめ対策基本方針の見直し （中間評価）	全校集会	教育相談⑨、⑩ いじめアンケート コミュニケーションウィーク②
	11	いじめ対応チーム	レーザークラフト体験教室 文化祭（龍夜祭） 全校集会	教育相談⑪、⑫ 公開授業
	12	いじめ対応チーム	情報モラル講演会 全校1日見学旅行 防災教育講演会 全校集会	教育相談⑬
3学期	1	いじめ対応チーム		教育相談⑭、⑮ いじめアンケート コミュニケーションウィーク③
	2	いじめ対応チーム 年間の取組の反省（年度末評価） 職員研修会（カウンセリング マインド等） 第2回学校評議員会	全校集会 生徒体験活動発表会 町ちゅう美術館 卒業式	教育相談⑯
	3	いじめ対応チーム 中学校訪問（入学生徒の情報 交換）	キャリアガイダンス 卒業生を囲む会	教育相談⑰
随時	職員打合せ	常設店舗「龍北工房」	登校時あいさつ指導	

別紙3 緊急時の組織的対応

